



こんにちは😊

居宅介護支援事業所『ケアプランセンターなごみ』です。

暑かった夏が終わり、駆け足で秋がやってきたようで、朝晩の冷え込みが厳しくなってきました(T_T)。皆様、風邪には十分にお気を付けください。

また、コロナウイルスやインフルエンザに注意して行楽を楽しみましょう！

前回までは「介護保険サービスの利用の流れ」をお話ししましたが、今回は**介護保険を利用した住宅改修**についてお話ししたいと思います。

住み慣れた住宅で過ごしていても、少しずつ不自由さを感じることもあるかと思います。若い頃と違いちょっとした事が身体的にのしかかってきます。

それは、ご本人とご家族様の生活に関わってきます。

「なんとかなんねべが・・・」

そんな時、介護保険サービスを使って住宅改修することで、費用を補うことができます！住宅改修をするには、条件がありますので、ご説明させていただきます。



☆利用対象者☆

要支援1～2、要介護1～5の認定を受けている人で、かつ、その人が住んでいる自宅を改修する場合は、

※介護施設に入居している場合などで自宅に住んでいない場合は対象外です。



☆支給限度額☆

介護保険による支給額は20万円を限度として、実際に改修工事にかかった費用の1割は自己負担となります。ただし、自己負担額は利用者の所得によって異なるため2割～3割の場合もあります。お手元にあります「介護負担割合証」に割合が記載されていますのでご確認ください。(20万円を超えた分は全額自己負担)

例) 改修工事が18万円の場合は、負担割合が1割の場合、18,000円が自己負担、残りの162,000円が介護保険から支給されます。

2割の場合、36,000円が自己負担で144,000円が介護保険から支給されます。





☆利用回数☆

介護保険を利用した住宅改修は、基本的に1人1回です。そのため複数回にわけて改修を行ったとしても支給額の限度額は上限が20万円であることは変わらず、支給対象となるのは原則1回のみです。

ただし、20万円を超えない範囲であるなら、複数回にわけて支給を受けられます。

1回の改修金額が20万円以内なら同じ人が複数回別の改修工事の申請を行うことは可能です。1回目の工事費で5万円しか使わなかったら、次に15万円他の改修工事に使えます。また、利用は一人一人なので、同じ住宅に住むご夫婦の場合、それぞれが1回利用することができますので、介護認定の状態や改修内容を考えながら、申請しましょう。

☆再度、支給額が設定される場合☆

原則1人1回利用できる住宅改修ですが、要支援・要介護状態区分が**3段階以上**上がることや転居などで再度申請できます。

※ 要介護1と認定時に20万円を使い切っても、その後、要介護4に変更になった場合や、転居した場合は再度申請することができます。

ただし、新築に引っ越しの場合は住宅改修の必要がないと判断されることもありますので、注意してください。

☆住宅改修の流れ☆ ← 次回詳しくお話しします

1. ケアマネージャーと相談
2. 住宅改修事業者と打ち合わせ・改修プランの作成
3. 住宅改修の支給申請書類を市町村に提出
4. 市町村からの審査
5. 改修工事の実施、支払い、改修後の書類提出

次回も住宅改修についてお話いたします。

ご覧いただきありがとうございました。

